

別紙様式（第7条関係）

会議録

- 1 会議の名称 令和元年度 第2回 富士川町景観審議会
- 2 会議日時 令和元年11月13日（水）午後15時00分から
午後16時00分まで
- 3 開催場所 富士川町役場 東別館 1階和室
- 4 出席者数
（1）景観審議会委員 12名
（2）執行機関（都市整備課）4名
（3）その他（設計会社）1名
- 5 議題
（1）景観計画区域行為届出書の審査について
- 6 会議資料の名称 議題に同じ
- 7 発言の内容

（1）開 会

（2）委嘱状交付

（3）会長あいさつ

(4) 議 事

議長（会長）	それでは議事に入ります。 議事の1、景観計画区域行為届出の審査について、事務局お願いします。
事務局	【内容説明】
議長（会長）	事務局から、景観計画区域行為届出の審査についてご説明をいただきましたが、何かご意見等ありますでしょうか。
委員	外観についてですが、ガラスを多く使用することですが、反射が酷くなると思います。
設計会社	直接ガラスに光が当たってギラギラするわけではなく、窓の上にひさし等を設置するので、反射をおさえることができると考えています。
委員	もう一点あります。道路沿いに植栽・植樹をしますが、将来的に考えると、枝が張ってきて歩行者の通行の妨げとなってしまいます。他にも根が張ると道路を傷めてしまうため極力セットバックしてもらいたいと思います。
委員	駐車場のスペースはどのくらい確保していますか。また、障がい者の人達に配慮していますか。
設計会社	駐車場のスペースは35台ほど確保しており、職員が使用する車は車庫になります。障がい者の駐車場のスペースについては、北側にあり入口に近い場所となっています。
委員	障がい者用の駐車場のスペースは何台くらい確保していますか。
設計会社	一台となっています。法律上の台数は確保しています。
委員	一台だとせわしないと思いますが、できるだけ確保をしてもらいたいです。
議長（会長）	私から一点ほど駐車場絡みになってしまいますが、先程35台のスペースを確保されているとおっしゃっていましたが、利用者がそれ以上となると駐車ができない状態になってしまった場合はどうするのですか。
事務局	町の方から確保することはありませんが、そういった事があった際に町有地での貸し出しがあればそちらで対応していくと考えています。

委員	先程、委員がおっしゃっていた障がい者用の設備についてですが、多目的トイレの個数はどのくらいありますか。また、富士川町はゆずの町でもあります。そこで、ゆずの木を植えることは可能ですか。
設計会社	多目的トイレについてですが、各階に1個ずつ設置しており、合計で5個となります。もう一点のゆずの木についてですが植えることは可能ですのでどこに植えるか検討したいと思います。
委員	さくら祭りの時に毎年大勢のお客さんが来ます。そのときに混雑してしまい出入りするときにぶつかってしまう危険性が高いのでカーブミラー等を設置するなど対策をしてほしいです。 あと、職員駐車場についてですが、入り口付近にあるのはおかしいと思うのでなるべく目立たないところにしてほしいです。
事務局	職員の駐車場ですが、そのスペースは考えていません。来客用の駐車場しかなく、あるとしたら、公用車をいれる車庫となっています。
委員	交差点については、県道42号線となっているので県の管轄になりますが町道は町の管轄になっているので、拡幅工事等を進める場合は立会いをし、出会いがしらの衝突を避けるような形ですすめていきたいと思います。
委員	さくら祭りについてですが、毎年多くの課題があります。その中で合同庁舎の建設に伴いさらに課題も増えていくので関係する部署と協議していこうと考えています。
議長（会長）	他に意見はありますか。
事務局	事務局からですが、今回の審議会の論点は建物の高さが基準を超えてしまったことですので、委員の皆様には、高さが超えたことにより景観はどうなるのか等を議論していただき意見をいただきたいです。
委員	高さが超えてしまうということですが、図面をみると太陽光に対する基準はありませんが、配慮はあるのですか。
事務局	太陽光は中央に集約し道路から見えないよう設計しています。
委員	建物の高さについてではないのですが、ここ最近災害が多く発生しています。合同庁舎は緊急時の避難場所として使用することは可能ですか。

事務局	避難場所として使用することは可能となっており、図面をみていただくと屋上に行ける外階段があります。それを登り近隣住民の方に避難していただきます。
委員	屋上といいますと、太陽光が設置されることですが大丈夫ですか。
事務局	屋上全体ではなく 3 分の 1 くらいのスペースは避難場所としています。
議長（会長）	他にありますか。
委員	日照の範囲はどうですか。
設計会社	道路際は低層部となっていますので、北側にある民間の日照は軽減できると思います。
議長（会長）	道路側は低層部になっているので対策はされているのですね。 他になにか意見はありますか。
委員	エントランスはそんなに広くとる必要がないと思います。
議長（会長）	それは要望という事で取り入れてほしいです。 たくさんの意見が出ましたが、建物の高さについては、仕方がないという事でよろしいですか。
全員（事務局以外）	【異議なしの声】
議長（会長）	異議なしという事で、終わらせていただきます。 その他についてですが、なにかありますか。
委員	この審議会は次回もあるのですか。
事務局	次回はないです。
議長（会長）	他にありますか。ないようですので、本日の議事を終了いたします。
事務局	会長、スムーズな議事進行、誠にありがとうございました。委員の皆様、議事進行に、ご協力ありがとうございました。

最後に、議事以外で、事務局からはありませんが、委員の皆様、何かございますか。ないようですので、以上を持ちまして、令和元年度第2回 富士川町景観審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(5) 閉 会